

長崎市・長与町新浄水場共同整備事業
入札説明書

【改訂第 1 版】

令和 7 年 4 月
令和 7 年 5 月 23 日(改訂第 1 版)
長崎市・長与町

目次

第1章	入札説明書等の位置づけ	1
第2章	事業内容に関する事項	2
1.	事業名称	2
2.	施設管理者の名称.....	2
3.	本事業の目的.....	2
4.	本事業の内容.....	2
5.	本事業の対象範囲及び対象業務.....	3
6.	事業者の収入.....	3
7.	事業スケジュール(計画)	4
8.	本市町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	4
9.	遵守すべき法制度等	4
第3章	入札参加に関する条件等	5
1.	入札参加者の参加資格要件.....	5
2.	入札参加者の参加資格審査.....	11
3.	特別目的会社(SPC)の設立に関する要件.....	12
第4章	募集及び選定スケジュール.....	14
第5章	入札の手続き	15
1.	入札手続きに関する問い合わせ先(担当窓口)	15
2.	入札に関する手続き	15
3.	入札に関する留意事項	20
4.	予定価格及び入札書比較価格	23
第6章	提案審査に関する書類の審査.....	25
1.	長崎市・長与町新浄水場共同整備事業受注者選定審査会.....	25
2.	審査方法	25
3.	審査項目等	25
4.	落札者の決定.....	25
5.	落札者決定通知及び審査結果の公表.....	25
第7章	提案に関する条件	26
1.	立地条件	26
2.	施設の設計、建設及び運転維持管理の提案に関する条件.....	26
3.	業務の委託.....	26
4.	土地の使用.....	26
5.	本市町と事業者の責任分担.....	26
第8章	契約に関する事項	28
1.	事業契約に関する協議及び事業契約の締結.....	28
2.	契約を締結しない場合	28
3.	費用の負担.....	28

4.	契約保証金	28
5.	違約金等	29
第 9 章	提出書類	30
1.	入札時の提出書類.....	30
第 10 章	その他	33
1.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	33
2.	地域経済への配慮.....	33

第1章 入札説明書等の位置づけ

本入札説明書(以下、「本書」という。)は、長崎市及び長与町(以下「本市町」という。)が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)に準じて、特定事業として選定した長崎市・長与町新浄水場共同整備事業(以下「本事業」という。)を実施するにあたり、民間事業者(以下「事業者」という。)を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するために、入札参加者を対象に交付するものである。また、本書は、入札参加者が熟知し、且つ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

以下に示す書類は、本書と一体のものである。本書及び下記の書類その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別に「入札説明書等」という。

要求水準書

落札者決定基準

提出書類作成要領及び様式集

基本契約書(案)

モニタリング基本計画書

設計及び建設工事請負契約書(案)

運転維持管理業務委託契約書(案)

本事業に係る基本契約、設計及び建設工事請負契約及び運転維持管理業務委託契約の 3 つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。

なお、本市町が令和 7 年 1 月 22 日に公表した「長崎市・長与町新浄水場共同整備事業 実施方針」及び「長崎市・長与町新浄水場共同整備事業 要求水準書(案)」は、本事業に関する方針等を示したものである。本事業に係る入札への参加を希望するものは、入札説明書等の内容を踏まえたうえで、本入札に参加するものとする。入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書(案)に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書(案)に関する質問等に対する回答によるものとする。

第2章 事業内容に関する事項

1. 事業名称

長崎市・長与町新浄水場共同整備事業

2. 施設管理者の名称

長崎市上下水道事業管理者 片江 伸一郎

長与町長 吉田 慎一

3. 本事業の目的

本市町では、浦上浄水場(長崎市管理、昭和 20 年供用開始)、道ノ尾浄水場(長崎市管理、昭和 43 年供用開始)、第1浄水場(長与町管理、昭和 35 年供用開始)が更新時期を迎えている。そのため、安定した水の供給と施設運用の効率化を図ることを目的に、将来の水需要を踏まえながら、適正規模で浄水場の統廃合を行い、共同で長崎市・長与町浄水場(以下「新浄水場」という。)を整備することになっている。

本事業は、新浄水場、新浄水場場外施設及び場外管路の整備・運転管理・保守管理について、PFI 法に準じて、設計・施工・運転維持管理一括発注方式による性能発注を基本とすることにより、事業者の有するノウハウや創意工夫を活用し、将来にわたって良質で安心・安全な水を安定供給することを目的として実施するものである。なお、本市町では、令和 3 年に「ゼロカーボンシティ」を宣言しており、本事業においても、脱炭素に係る積極的な提案を期待する他、地域の活性化を目的として、地元企業の事業参画を期待する。

4. 本事業の内容

(1) 事業予定地

①新浄水場(長崎県西彼杵郡長与町高田郷 298-1、ほか 1 筆)

敷地面積: 約 14,300 m²

②新浦上配水池(長崎県長崎市昭和 2 丁目 601-1、ほか 18 筆)

敷地面積: 約 9,900 m²

③新女の都ポンプ場(長崎県長崎市昭和 2 丁目 601-1、ほか 18 筆)

敷地面積: ②新浦上配水池と同敷地

④新導水ポンプ場(長与町)(長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 1092-1、ほか 1 筆)

敷地面積: 約 2,300 m²

⑤第 2 浄水場(長崎県西彼杵郡長与町三根郷 400-1、ほか 9 筆)

敷地面積: 約 7,000 m²(購入予定地含む)

(2) 事業概要

本事業は、広域連携による施設統廃合を踏まえた水運用計画に基づき、新浄水場整備業務と新浦上配水池・新女の都ポンプ場・新導水ポンプ場(長与町)・第 2 浄水場(改良)等を対象とした

場外施設整備業務および、新設導・送・配水管路等の管路整備業務を実施し、新浄水場については運転維持管理を行い、場外施設については保守点検を行うものである。

(3) 事業方式

本事業は、事業者による提案の自由度を高く設定することで提案内容の質的向上を図り、事業者が持つノウハウや創意工夫を活用した効率的な維持管理と更新の一体マネジメントを推進することを目的として、設計・施工及び運転維持管理一括発注方式(DBO方式)により実施する。

本事業については、水道法(昭和32年法律第177号)第24条の3に規定する第三者委託は適用しない。

本市町は本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。事業者は、本市町の所有となる本施設の設計・施工業務、運営業務に係る本事業を一括して行うものとする。

なお、本施設の設計・施工業務については、防災・安全交付金(水道施設再編推進事業)、水道水源開発等施設整備費国庫補助金(水道施設機能維持整備費)の対象事業として実施する予定である。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

- ・設計及び建設工事期間:事業契約締結日(令和8年1月予定)から令和15年3月31日
- ・運転維持管理期間:令和15年4月1日から令和30年3月31日までの15年間

5. 本事業の対象範囲及び対象業務

本事業において整備する施設の概要及び業務対象範囲は、要求水準書に示すとおりである。本事業における施設整備・運転維持管理において、省エネ型機器や太陽光発電、位置エネルギーを有効活用した小水力発電等、新技術や新しい整備手法の積極的な導入を期待する。

なお、事業者は、事業期間を通して本市町が行う防災・安全交付金(水道施設再編推進事業)、水道水源開発等施設整備費国庫補助金(水道施設機能維持整備費)の申請や行政手続き等に対して協力を行うものとする。

6. 事業者の収入

事業者の収入は、「設計業務の対価」「建設工事業務の対価」「運転維持管理業務の対価」で構成され、本市町は、設計及び建設工事請負契約により作成された契約書(以下「設計及び建設工事請負契約書」という。)に定める請負代金額と運転維持管理契約により作成された契約書(以下「運転維持管理契約書」という。)に定める委託代金額を支払う。

7. 事業スケジュール(計画)

事業スケジュールは次のとおりであるが、設計及び建設工事期間、施設引渡し日等の各日程は、事業者の提案により前倒しして設定することができる。なお、運転維持管理期間は、全量通水開始より15年間の運転管理業務を実施する。

設計及び建設工事請負契約締結	令和8年1月
設計及び建設工事期間	設計及び建設工事請負契約締結日 ～令和15年3月31日 ※なお、設計期間は、設計及び建設工事請負契約締結日～令和10年3月31日とする。
施設引渡し日	令和15年3月31日
運転維持管理期間	令和15年4月1日～令和30年3月31日 ※運転維持管理期間の前倒しも可とする。ただし、運転維持管理期間は、全量通水開始後15年間とする。

※建設工事開始は全施設の詳細設計後を基本とするが、発注者の承諾を得た場合のみ先行着手を認めるものとする。

※設計期間については、原則令和10年3月31日までとし、発注者が合理的な理由と認める場合のみ設計期間の変更を行うことができる。

※前述の技術提案にあたっては、技術対話にて確認を行うものとする。

8. 本市町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

本市町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリングはモニタリング基本計画書の示すとおりである。

9. 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、関連法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令、規則及びガイドライン等を含む。)及び条例等を遵守すること。

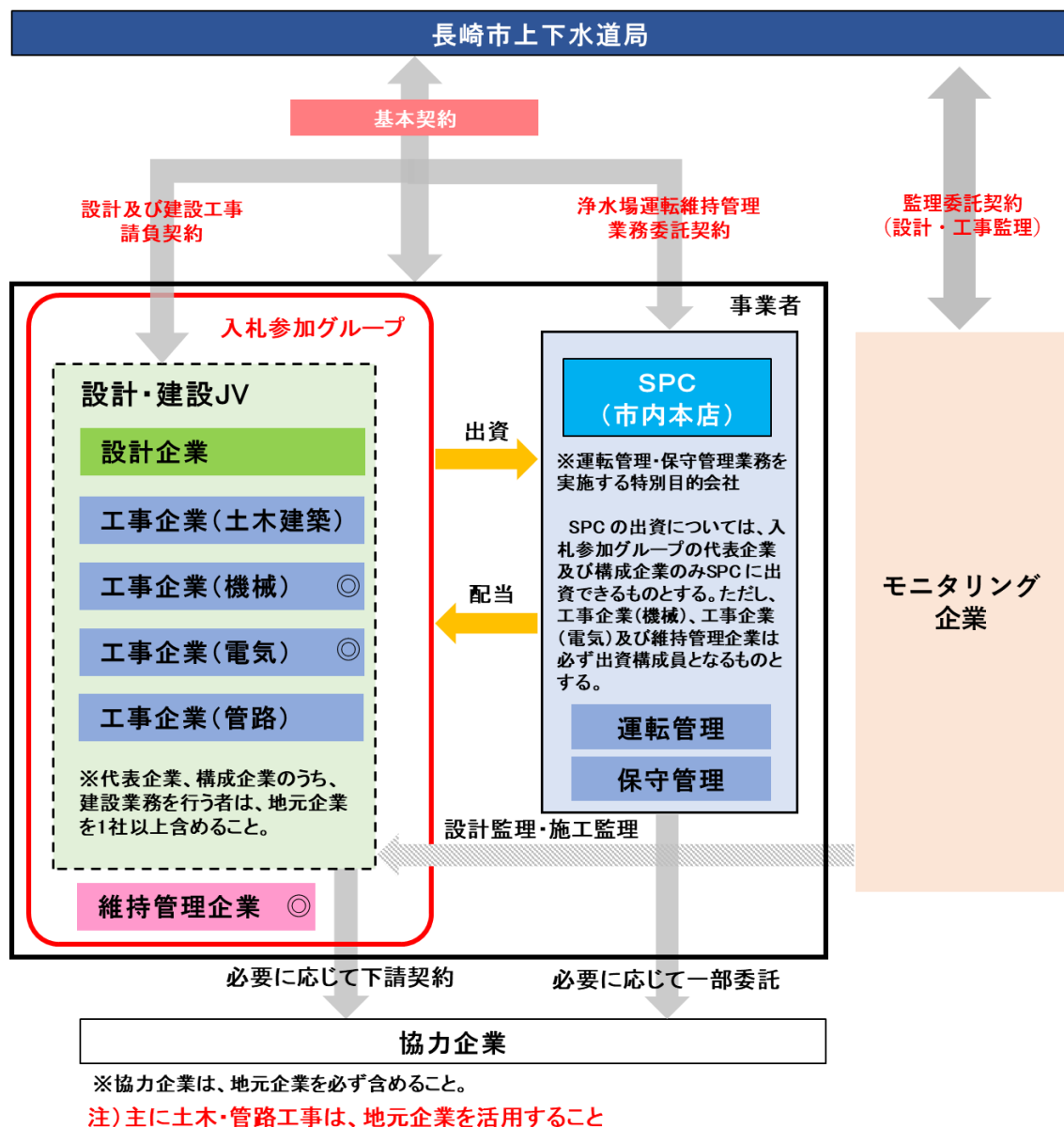
第3章 入札参加に関する条件等

1. 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた複数の企業で構成するグループ(以下「入札参加グループ」という)とし、参加資格審査申請書の提出期限日において、以下の要件を満たすこと。これを受け、本市町は入札参加者の資格の確認を行うために参加資格審査を実施する。

(1) 事業スキーム

本事業で想定する事業スキームは次のとおりである。構成企業より業務を請負もしくは受託する企業を「協力企業」といい、協力企業への下請発注にあたっては、地元企業の育成、及び地域経済への貢献の観点から、可能な限り地元企業を活用するように配慮すること。



(2) 入札参加者の構成等

- (ア) 入札参加者は、入札参加グループで参加することとする。構成企業の企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。入札参加グループは構成企業の中から代表企業を1社定め、それ以外の企業は構成企業とする。代表企業が参加資格の申請、入札手続きを行う。なお、入札参加グループより業務を請負い若しくは受託するものを協力企業という。
- (イ) 提案書提出時に、入札参加グループ、代表企業、構成企業、協力企業の別を記載すること。

- (ウ) 入札参加グループは、本施設の設計を行う企業(設計企業)、本施設の土木及び建築工事を行う企業(工事企業(土木建築))、本施設の機械設備工事を行う企業(工事企業(機械))、本施設の電気設備工事を行う企業(工事企業(電気))、場外施設の管路工事を行う企業(工事企業(管路))、本施設の運転維持管理業務を行う企業(維持管理企業)を含む企業により構成されることを基本とする。
- (エ) 入札参加グループの設計業務を行う者及び建設業務を行う者は、特定建設工事共同企業体(甲型又は乙型)を結成すること。
- (オ) 入札参加グループの工事企業(機械)、工事企業(電気)および維持管理企業は、**第 3 章 3**に定める SPC に出資し必ず構成員となるものとする。なお、SPC から SPC 出資企業への業務の一部委託は可とする。
- (カ) 入札参加グループは、参加表明書及び参加資格確認のための申請書類(以下「参加資格確認申請書」という。)の提出時に、代表企業及びその他の構成企業(設計企業、工事企業(土木建築)、工事企業(機械)、工事企業(電気)、工事企業(管路)及び維持管理企業)の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。協力企業についても企業名及び携わる業務について明記すること。
- (キ) 代表企業、構成企業のうち、建設業務を行う者は、地元企業を 1 社以上含めること。なお、地元企業とは、長崎市上下水道局物品等競争入札有資格者名簿又は長崎市上下水道局建設工事等入札参加資格者名簿の名簿に地域区分が市内又は認定市内として登録がある者をいう。
- (ク) 協力企業は、地元企業が必ず含まれるものとする。
- (ケ) 代表企業の変更は認めない。
- (コ) 参加資格確認申請書の提出後、参加の意思を表明した入札参加グループの構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成企業の変更を認めるものとする。
- (サ) 入札参加グループの代表企業及び構成企業は、他の入札参加グループの代表企業または構成企業となることはできない。なお、事業契約締結後において、選定されなかった入札参加グループの構成員は本事業に携わることはできない。

(3) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業のうち設計、建設、運転維持管理の各業務を行う者は、それぞれアからエまでの要件を全て満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ア. 共通事項

代表企業、構成企業は、次の(ア)から(カ)までの要件を全て満たしていること。

- (ア) 長崎市上下水道局契約規程(昭和 52 年水道局規程第 4 号)第 2 条第 1 項に規定する者(同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (イ) 長崎市上下水道局物品等競争入札有資格者名簿又は長崎市上下水道局建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (ウ) 長崎市上下水道局競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成 16 年 4 月 1 日施行)及び長崎市上下水道局各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成 24 年長崎市上下水道局告示第 6 号)の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市上下水道局事業所実態調査実施要領(平成 20 年長崎市上下水道局告示第 38 号)及び長崎市上下水道局元請・下請関係適正化指導要綱(平成 28 年長崎市上下水道局告示第 23 号)の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (エ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者(建設工事にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、長崎市(以下「本市」とする。)の参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。)を除く。)でないこと。
- (オ) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (カ) 本事業に係る「新浄水場共同整備事業計画作成等業務委託」及び「新浄水場共同整備事業受注者選定審査会運営支援業務委託」に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。「新浄水場共同整備事業計画作成等業務委託」及び「新浄水場共同整備事業受注者選定審査会運営支援業務委託」に関与した者は、以下のとおりである。

a. 株式会社日水コン

b. 三浦法律事務所

注)本書において、資本関係のある者、人的関係のあるものは、以下を意味する。

① 資本関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- i. 親会社(会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- ii. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- i. 一方の会社の代表権を有する者(個人商店の場合は代表者。以下同じ。)が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
 - ii. 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第1項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (キ) 第 6 章.1 長崎市・長与町新浄水場共同整備事業受注者選定審査会の委員と資本金又は人事面において関連がある者でないこと。
- (ク) 代表企業及び構成企業が他の入札参加者として参加していない者であること。

イ. 設計業務を行う者(設計企業)

新浄水場及び場外施設の設計企業は、以下に示す(ア)から(オ)までの要件を全て満たしていること。ただし、設計業務を複数で行う場合において、建築設計業務のみを担う者は(ア)及び(イ)の要件を満たしていること。また、水道施設設計業務のみを担う者は(ア)から(オ)までの要件を満たすこと。場外管路設計を行う企業は、(イ)、(ウ)及び(オ)の要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - (イ) 長崎市上下水道局建設工事等入札参加資格者名簿(建設コンサル)に登録されていること。
 - (ウ) 技術士(上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に定めるものをいう。)が 1 名以上在籍していること。なお、入札参加グループと本事業に係る参加資格確認申請書の受付を行う日から起算して 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。
 - (エ) 平成 27 年 4 月 1 日以降に、国内において、公称能力 5,000m³/日以上上の浄水能力を有する膜ろ過方式浄水場の詳細設計実績を有すること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。なお、膜ろ過方式以外の浄水フローを提案する場合は、詳細設計実績における膜ろ過方式の文言を急速ろ過方式に読み替える。
- また、新浄水場及び場外施設の設計業務を別の者が行う場合においては、新浄水場設計業務を担う者及び場外施設設計業務を担う者がそれぞれその要件を満たすこと。なお、場外施設のみを設計する者については、公称能力 5,000m³/日以上上の浄水能力を有する浄水場の詳細設計実績を有すること。
- (オ) 平成 27 年 4 月 1 日以降に、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 5 項に規定する水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した φ 400mm 以上の上水道管路における詳細設計業務を元請けとして履行し、完了した実績があること。

ウ. 建設業務を行う者(工事企業)

工事企業(工事企業(土木建築)、工事企業(機械)、工事企業(電気)、工事企業(管路))は、以下に示す(ア)から(キ)までの要件を全て満たしていること。なお、以下に示す各実績については他

社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として出資比率が 100 分の 20 以上であるものに限る(乙型 JV の場合は各工種の分担工事額の 20%以上であるものに限る。)。なお、施工実績について、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

(ア) 長崎市上下水道局建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)に登録されていること。

(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定により、各工事企業において、それぞれ該当する全ての特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

- ・ 工事企業(土木建築) 土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事
- ・ 工事企業(機械) 機械器具設置工事、水道施設工事
- ・ 工事企業(電気) 電気工事
- ・ 工事企業(管路) 水道施設工事

(ウ) 参加資格要件確認基準日(第 3 章. 2(ア)で定義する。)において、本市の制限付一般競争入札発注基準における総合数値が下記の点数以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

- ・ 工事企業(土木建築) 土木一式工事 1,000 点、建築一式工事 1,000 点、
水道施設工事 830 点
- ・ 工事企業(機械) 機械器具設置工事 720 点、水道施設工事 830 点
- ・ 工事企業(電気) 電気工事 850 点
- ・ 工事企業(管路) 水道施設工事 830 点

(エ) 工事企業(土木建築)は平成 27 年 4 月 1 日以降に、国内において、公称能力 5,000m³/日以上
の浄水能力を有する膜ろ過方式または急速ろ過方式浄水場における土木工事(主要な土木構造物を含む)の施工実績があること。

(オ) 工事企業(機械)は平成 27 年 4 月 1 日以降に、国内において、公称能力 5,000m³/日以上
の浄水能力を有する膜ろ過方式浄水場における機械設備工事(膜ろ過設備を含む)の施
工実績があること。なお、膜ろ過方式以外の浄水フローを提案する場合は、平成 27 年 4 月
1 日以降に、国内において、公称能力 5,000m³/日以上
の浄水能力を有する急速ろ過方式
浄水場における機械設備工事(凝集沈殿施設及び急速ろ過施設一式)の施工実績がある
こと。

(カ) 工事企業(電気)は平成 27 年 4 月 1 日以降に、国内において、公称能力 5,000m³/日以上
の浄水能力を有する浄水場における電気設備工事(中央監視・計装設備を含む一式)の
施工実績があること。

(キ) 工事企業(管路)は平成 27 年 4 月 1 日以降に、国内において、水道事業者若しくは水道
用水供給事業者又は地方公共団体が発注した φ 400mm 以上の上水道管路工事の施工
実績を有していること。

エ. 運転維持管理業務を行う者

運転維持管理業務を行う者は、以下に示す(ア)の要件を満たしていること。

- (ア) 平成 27 年 4 月 1 日以降に、国内において、水道事業又は水道用水供給事業に係る公称能力 5,000m³/日以上の水浄能力を有する膜ろ過方式または急速ろ過方式浄水場で、24 時間連続して運転監視する運転管理業務委託の実績を有すること。

2. 入札参加者の参加資格審査

- (ア) 参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、参加資格審査書類の提出期限日(以下「参加資格審査基準日」という。)とする。各証明書類の有効期限は参加資格審査基準日から起算して 3 ヶ月以内とする。
- (イ) 参加資格審査基準日の翌日から提案審査に関する提出書類提出日までの間に入札参加グループの構成企業が参加資格を欠いた場合、当該入札参加グループは入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合は、当該入札参加グループは、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業を補充し、参加資格を審査のうえ、資格・能力等の面で支障がないと本市町が認めた場合に限り入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格審査基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。
- (ウ) 提案審査に関する提出書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加グループの構成企業が参加資格を欠いた場合、本市町は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、資格・能力等の面で支障がないと本市町が認めた場合は、この限りではない。
- (エ) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結日までの間に落札者の構成企業が参加資格を欠いた場合、本市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本市町は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。なお、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、当該入札参加グループは失格とするが、構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、直ちに失格とはせず、資格・能力等の面で支障がないと本市町が認めた場合に限り、変更できることとする。
- (オ) 第 6 章.1 に記載の長崎市・長与町新浄水場共同整備事業受注者選定審査会の委員の公表日以降において、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は失格とする。
- (カ) 暴力団等の排除に関する措置
 - ① 本市町は、入札参加グループを構成する全法人(以下、「入札参加者等」という。)が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、長崎県警察本部長(以下、「本部長」という。)に対して照会を行うことができるものとする。入札参加者等は、本市町の求めに応じて、照会に当たって必要となる事項について情報を提供しなければならない。
 - i. 入札参加者等が法人その他の団体(以下、「法人等」という。)である場合には、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

- ii. 入札参加者等が個人又は個人事業者である場合には、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
 - iii. 暴力団員を、相当の責任の地位にある者(役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人)として使用し又は代理人として選任していること。
 - iv. 入札参加者等又はその役員その他相当の責任の地位にある者(以下、「役員等」という。)が、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。
 - v. 入札参加者等又はその役員等が、暴力団又は暴力団員(以下、「暴力団等」という。)に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
 - vi. 入札参加者等又はその役員等が、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者と契約の一部を履行させ、その他当該事業者を利用していること。
 - vii. 入札参加者等又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- ② 入札参加者等が本事業の契約者(入札参加グループを構成する全法人(特定建設工事共同企業体の構成メンバー及び特別目的会社の出資者を含む。))となった場合において、本市は、本部長からの回答又は通報に基づき、本事業の契約者が前各号の一に該当する事実が明らかになったときは、事業契約を解除することができるものとする。

3. 特別目的会社(SPC)の設立に関する要件

落札者は、運転維持管理業務を実施するため、運転維持管理委託における業務開始までに、運転維持管理業務を実施する事業者である SPC として、会社法に定める株式会社を設立する。その際、落札者の代表企業及び構成企業(以下、「構成員」という。)以外の者からの SPC への出資は認めない。

SPC の設立及び運営に関し、SPC の株主が締結する株主間契約が、次の各号に定める事項を満たすこと。

- (ア) SPC は、会社法に規定される株式会社とし、本社住所地为長崎市内とすること。
- (イ) SPC の資本金は、設立時から事業期間を通じて、5,000 万円以上を維持すること。
- (ウ) 落札者の構成員のうち、工事企業(機械)、工事企業(電気)及び維持管理企業は SPC に必ず出資すること。また、SPC の出資者のうち、1社を出資者の代表者として定め、当該代表者において運営事業者(SPC)の代表取締役を指名すること。
- (エ) SPC への出資金は、運転維持管理業務開始前(令和 15 年 3 月末)までに全額払い込むこと。
- (オ) SPC の株主は、本市町の同意なくして SPC の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

なお、SPC は次に示す書類等を提出すること。

(1) 事業計画の提出

SPCは経営の透明性を確保するために、翌事業年度の開始する日の 3 ヶ月前までに、翌事業年度の事業計画を本市に提出すること。

(2) 財務書類等の提出

SPCは、経営の健全性及び透明性を確保するために、SPCが会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告及び会計監査報告に加え、キャッシュフロー計算書を毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に本市に提出すること。また、SPCはSPCの株主の経営状況及び会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告及び会計監査報告に加え、キャッシュフロー計算書を毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に本市に提出すること。なお、当該株主が株式上場企業でない場合、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第13条及び第14条に基づいて要求される監査報告書に準じて公認会計士が作成した監査報告書を提出すること。

第4章 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール(計画)は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和7年4月14日	入札公告・入札説明書等の公表
令和7年4月14日～ 令和7年4月17日	資料閲覧の受付
令和7年4月21日～ 令和7年4月24日	資料の閲覧
令和7年4月21日	入札説明書等に関する説明会、事業予定地の見学会の開催
令和7年4月25日	入札説明書等に関する第1回質問(要求水準書(場外施設及び場外管路に関する箇所)、資格要件)受付締切
令和7年5月中旬	第2回原水採水 ※第1回原水採水は令和7年2月に実施済み
令和7年5月下旬	入札説明書等に関する第1回質問・回答(要求水準書(場外施設及び場外管路に関する箇所)、資格要件)の公表
令和7年6月4日	入札説明書等に関する第2回質問(全ての図書)受付締切
令和7年6月6日	参加資格審査に関する書類の提出期限(参加表明書、参加資格審査申請書等)
令和7年6月下旬	参加資格審査結果の通知
令和7年7月上旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答(全ての図書)の公表
令和7年8月上旬	技術対話の実施
令和7年10月31日	提案審査に関する書類の受付締切
令和7年11月中旬	開札・提案書の基礎審査
令和7年11月下旬	提案審査及びヒアリング
令和8年1月下旬	落札者の決定及び公表
令和8年1月下旬	事業契約締結
令和8年2月下旬	議会への報告

第5章 入札の手続き

1. 入札手続きに関する問い合わせ先(担当窓口)

入札手続きについての本市町の問い合わせ先(担当窓口)は次のとおりとする。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

長崎市 上下水道局 事業部 新浄水場整備室

住 所:〒850-8685 長崎県長崎市魚の町 4-1(長崎市役所 15 階)

電 話:095-829-1286 FAX:095-829-1259

電子メール:suido_jousuiseibi@city.nagasaki.lg.jp

本市ホームページアドレス:

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/41726.html>

2. 入札に関する手続き

(1) 入札公告及び入札説明書等の公表

本市町は、特定事業の選定を踏まえ、令和 7 年 4 月 14 日(月)に入札公告を行い、入札説明書等を本市ホームページで公表する。

(2) 資料の閲覧

入札参加予定者に対して、本事業に係る資料閲覧の期間を設ける。なお、資料閲覧においては、質問・意見は一切受け付けない。希望する者は、所定の手続きにより事前に申し込むこと。

(ア) 日程

実施期間:令和 7 年 4 月 21 日(月)から令和 7 年 4 月 24 日(木)まで

(午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時を除く。)

会場:〒850-8685 長崎県長崎市魚の町 4-1(長崎市役所 15 階)

受付期間:入札説明書等の公表の日から令和 7 年 4 月 17 日(木)正午まで

申込方法:資料閲覧申込書(様式Ⅱ-1)、資料閲覧に係る誓約書(様式Ⅱ-2)に必要事項を記入のうえ、第5章. 1に記載の問い合わせ先(担当窓口)に電子メールにて提出すること。なお、印鑑を捺印した原本を当日持参すること。

(イ) 対象資料

資料閲覧の対象資料は別紙に示すとおりである。

(ウ) 留意事項

- ① 資料閲覧において知り得た情報は、本事業に関する検討のみに使用するものとし、第三者に漏らさないものとする。
- ② 閲覧資料のコピー、持ち出しは不可とするが、閲覧場所でのデジタルカメラによる写真撮影は可とする。

- ③ 資料閲覧時に、申出があれば、資料の一部電子データを収納したデータディスクを提供し、その場で複製することは可能とする。ただし、複製のためのノート PC などの機器は希望者が準備すること。
- ④ データディスクからハードディスクなど他のメディアに複製したデータはプレゼンテーション及びヒアリングまでに入札参加者の責任において確実に消去し、入札参加者以外の者にデータが渡ることがないようにデータの取り扱いには十分注意すること。
- ⑤ 参加人数については、1 企業 3 名までとする。
- ⑥ 閲覧資料は本入札に使用する目的以外についての使用は一切認めない。
- ⑦ 資料閲覧の日時は、希望日時の中から本市が指定し、詳細な日時を担当者宛に連絡する。参加日時は申し込み順で決定するため、第 1 希望とならない可能性がある。

(3) 入札説明書等に関する説明会の開催、事業予定地の見学会の開催

入札説明書等に関する説明会、事業予定地の見学会を次のとおり開催する。

ア. 入札説明書等に関する説明会

日時:令和7年4月21日(月)午前10時30分から午前11時30分まで

(受付:午前10時15分から午前10時30分まで)

会場:〒850-0032 長崎県長崎市興善町1-1(長崎市立図書館1階 多目的ホール)

申込期限:令和7年4月18日(金)正午まで

申込方法:参加申込書(様式Ⅱ-4)に必要事項を記入のうえ、第5章. 1に記載の問い合わせ先(担当窓口)に電子メールにて提出すること。

イ. 事業予定地の見学会

日時:令和7年4月21日(月)午後1時30分から午後4時00分まで(移動時間含む)

対象地:新浄水場および新浦上配水池の予定地、

第2浄水場、新導水ポンプ場(長与町)予定地

申込期限:令和7年4月18日(金)正午まで

申込方法:参加申込書(様式Ⅱ-4)に必要事項を記入のうえ、第5章. 1に記載の問い合わせ先(担当窓口)に電子メールにて提出すること。

ウ. 留意事項

各申込は各社ごとに行い、参加者は1社当たり2名までとする。

説明会および見学会では入札説明書等は配布しない。また、本説明会及び本見学会では質疑応答の機会を設けない。参加希望者の車両は1社あたり普通自動車1台までとする。

現地見学会において、市町職員による現地案内は行わない。ただし、市町職員を同行させ、各施設への先導を行う。

(4) 入札説明書等に関する第1回質問及び意見・受付

入札説明書等(要求水準書(場外施設および場外管路に関する箇所)、資格要件)に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。入札参加グループの構成の質問については、各自任意様式を用いて別途図示する等、わかりやすく質問すること。なお、入札参加グループ構成については質問者に個別に回答する。また、指定の事項以外の質問については回答を行わない。

- (ア) 受付期間:入札説明書等の公表の日から令和7年4月25日(金)正午まで
- (イ) 受付方法:入札説明書等に関する質問書(様式Ⅱ-3)及び入札参加グループの構成について質問する場合は別途任意様式に記入のうえ、第5章.1記載の問い合わせ先(担当窓口)に、電子メールにより提出すること。
- (ウ) 回答:令和7年5月下旬に本市ホームページで公表する予定である。

(5) 浦上浄水場、道ノ尾浄水場、第1浄水場及び第2浄水場原水の採水

事業者による新施設の設計業務に必要なデータの収集に資するため、希望者に対し、次のとおり採水する機会を提供する。

- (ア) 日程
日時:令和7年5月を予定
(日時の詳細については、参加希望者と調整の上決定する。)
会場:浦上浄水場(原水:浦上ダム、JR長崎トンネル湧水)、道ノ尾浄水場(原水:萱瀬ダム)
第1浄水場(原水:長与川)、第2浄水場(原水:長与川等)
受付期間:入札説明書等の公表の日から令和7年4月25日(金)正午まで
申込方法:参加申込書(様式Ⅱ-5)に必要事項を記入のうえ、第5章.1に記載の問い合わせ先(担当窓口)に電子メールにて提出すること。

- (イ) 留意事項
採水に必要な機材(バケツ・ロープ・採水容器等)は参加希望者が用意すること。

(6) 入札説明書等に関する第2回質問及び意見・受付

入札説明書等(全ての図書)に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

- (ア) 受付期間:第1回質問への回答の日から令和7年6月4日(水)正午まで
- (イ) 受付方法:入札説明書等に関する質問書(様式Ⅱ-3)に記入のうえ、第5章.1に記載の問い合わせ先(担当窓口)に、電子メールにより提出すること。
- (ウ) 回答:令和7年7月上旬に本市ホームページで公表する予定である。

(7) 参加資格審査に関する書類の受付

入札参加者は、参加資格審査に関する書類を次の期限に提出すること。なお、受付期限に遅れた場合は、入札に参加できない。

- (ア) 受付期間:令和7年6月2日(月)正午～令和7年6月6日(金)午後5時00分まで

- (イ) 提出場所:第 5 章. 1 に記載の問い合わせ先(担当窓口)
- (ウ) 提出方法:提出書類作成要領及び様式集 第 4 章 4-1 を参照
- (エ) 提出書類:参加資格審査に関する提出書類(第 9 章. 提出書類 を参照)

(8) 参加資格審査結果の通知

本市は、参加資格審査結果を、参加資格審査申請を行った入札参加者の代表企業に対して、令和 7 年 6 月下旬に郵送により通知する。その際、提案書の作成に必要な受付グループ名を交付する。なお、この段階では、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない(審査講評公表時に公表する。)。

(9) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査の結果、参加資格がないと認められた入札参加者は、本市に対して、参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。説明を求める場合は、その旨を記載した書面(様式自由。ただし、入札参加グループごとに提出を行うものとし、代表企業の代表者印を要する。)を提出すること。

本市は、説明を求めた者の代表企業に対して、速やかに郵送により書面にて回答する。

- (ア) 受付期限:令和 7 年 7 月 11 日(金)午後 5 時 00 分まで
- (イ) 提出場所:第 5 章. 1 に記載の問い合わせ先(担当窓口)
- (ウ) 提出方法:持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。また、封筒の表面に「長崎市・長与町新浄水場共同整備事業 参加資格審査結果に対する質問書類在中」と朱書きすること。)の方法により提出すること。郵送の場合は提出期限内に必着とする。
- (エ) 提出書類:参加資格審査結果に関する質問書類

(10) 技術対話の実施

本市町は、参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者と個別に対話を行う。技術対話の時間は 90 分程度、参加者数は入札参加グループから 10 名以内とし、詳細は入札参加者の代表企業に通知する。

- (ア) 実施時期:令和 7 年 8 月上旬を予定
- (イ) 受付期限:参加資格審査後に入札参加者の代表企業に通知
- (ウ) 受付方法:技術対話への参加申込書(様式Ⅱ-6)及び技術対話における確認事項(様式Ⅱ-7)に記入のうえ、第 5 章. 1 に記載の問い合わせ先(担当窓口)に、電子メールにより提出すること。
- (エ) 留意事項:
 - ① 技術対話では、本市町が求める要求水準の解釈の確認、本市町の意図する技術提案を得ることを目的とし、入札参加者の提案自体に対する助言及び評価は行わない。

- ② 落札候補者選定の公平性を確保する観点から、対話の結果(質問回答形式)は原則として公表する。ただし、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表しない場合がある。
- ③ 対話の結果(質問回答形式)は、令和 7 年 9 月中旬に、代表企業の確認を得た上で、本市ホームページに掲載する。

(11) 入札の辞退

入札参加者が本入札を辞退する場合は、提案審査に関する書類の提出期限までに、「入札辞退届」(様式Ⅱ-8)を提出すること。なお、提案審査に関する書類の提出後の辞退は認めないものとする。

- (ア) 提出期限:令和 7 年 10 月 31 日(金)午後 5 時 00 分まで ※提案審査に関する書類提出期限
- (イ) 提出場所:第 5 章. 1 に記載の問い合わせ先(担当窓口)
- (ウ) 提出方法:持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。また、封筒の表面に「長崎市・長与町新浄水場共同整備事業 入札辞退届在中」と朱書きすること。)の方法により提出すること。郵送の場合は提出期限内に必着とする。
- (エ) 提出書類:入札辞退届(第 9 章. 提出書類 を参照)

(11) 提案審査に関する書類の受付期間、場所及び方法

入札参加者は、提案審査に関する書類を次の期限までに提出すること。なお、受付期限に遅れた場合は、入札に参加できない。

- (ア) 受付期限:令和 7 年 10 月 27 日(月)正午～令和 7 年 10 月 31 日(金)午後 5 時 00 分まで
- (イ) 提出場所:第 5 章. 1 に記載の問い合わせ先(担当窓口)
- (ウ) 提出方法:提出書類作成要領及び様式集 第 4 章 4-2、4-3 を参照
- (エ) 提出書類:提案審査に関する書類(第 9 章. 提出書類 を参照)

(12) ヒアリングの実施

本市町は、入札参加者に対し、令和 7 年 11 月下旬に提案書の内容に関するヒアリングを実施する。詳細については、該当者に別途通知する。なお、ヒアリングの時間は、1 入札参加者につき 90 分程度(入札参加者によるプレゼンテーション 30 分、質疑応答 60 分)を想定する。また、入札参加者によるプレゼンテーションは、原則として、パワーポイントを用いたディスプレイへの映写により行うものとする。

(13) 入札の手順

- (ア) 提出された参加資格審査に関する書類及び提案審査に関する書類が全て揃っていることを確認する。揃っていない場合は失格とする。
- (イ) 入札参加者の参加資格等が本市町の要求を満たしていることを確認する。満たしていないと評価された場合は失格とする。
- (ウ) 参加資格を満たしていると評価された入札参加者の提案審査に関する書類について落札者決定基準に従い、審査を行う。
- (エ) 入札書に記載する入札価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)が、本市町の設定した入札書比較価格を超えている場合は失格とする。また、設計及び建設工事請負契約書(案)の別紙3に示す場外管路及び第 2 浄水場における非常用自家発電機棟・非常用自家発電設備(以下、「場外管路等」という。)の建設工事業務に係る対価を除いた入札価格が、21,678,672,000 円(税抜き)を超過した場合、本市町は入札参加者を失格とする。併せて、場外管路等の建設工事業務に係る対価における入札価格が 4,603,182,000 円(税抜き)を超える場合、本市町は入札参加者を失格とする。
- (オ) 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、別に公表する落札者決定基準に基づき、受注者選定審査会による提案内容の審査と入札額を総合的に評価し、落札者を決定する。
- (カ) 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和 8 年 1 月下旬に決定通知を行う。

3. 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案審査に関する書類の提出をもって、入札説明書等(入札説明書等の公表日以降に追加で公表した資料を含む)の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

長崎市上下水道局契約規程第 6 条第 3 項第 3 号の規定により、入札保証金は免除する。

なお、入札保証金の納付を免除された者で、落札をしながら、正当な理由がなく契約を締結しない場合は、同規程第 2 条第 2 項の規定により、3 年以内の入札参加停止の措置を講ずる。

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

なお、契約手続において使用する言語、単位、通貨単位、時刻も同様とする。

(5) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市町は提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、当該入札参加者の承諾のある場合のみ、提案書の一部又は全部を無償で利用できるものとするが、本市町が受注者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(6) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。なお、これによって本市町が損失又は損害を被った場合は、当該入札参加者は、本市町に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(7) 提出書類の取扱い

提出された提案書及び入札書(以下、「入札書類」という。)については、変更及び返却はできない。

(8) 本市町からの提示資料の取扱い

本市町が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、この検討の範囲内であっても、本市町の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(9) 公正な入札の確保

入札参加者は、独占禁止法等に抵触することのないように留意すること。

また、入札参加者は、本書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当するときには、入札を無効又は失格とする。

- (ア) 入札説明書に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者が入札書類を提出したとき
- (イ) 事業名及び入札額のない入札書類
- (ウ) 事業名に誤りのある入札書類
- (エ) 入札書に記名押印その他必要な記載事項を確認できない又は判然としない入札書類
- (オ) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により記入した入札書類
- (カ) 入札額の記載が不明確な入札書類
- (キ) 入札額を訂正した入札書類

- (ク) 1つの入札について同一の者から2以上の入札書類
- (ケ) 2人以上の者が入札の代理をした入札
- (コ) 入札者が他の入札者の代理をした入札
- (サ) 入札書類の受付期限までに到達しなかった入札書類
- (シ) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
- (ス) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
- (セ) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤の入札と認めた入札
- (ソ) 予定価格を上回る価格を提示した入札書類
- (タ) 入札書において記載される入札金額(総額)と入札金額の内訳に記載されるそれぞれの金額の合計が合致しない入札(様式V-1と、様式V-2及び様式V-3の記載金額の合計が合致しないとき。)
- (チ) その他入札に関する条件に違反した入札書類

(11) 入札書類の差替え等の禁止

入札参加者は、提出期限後における入札書類の差換え及び再提出をすることができない。提出された書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を有するとの認定を取り消す。また、長崎市上下水道局建設工事等請負業者指名停止措置要領及び長与町工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(12) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるものの他、入札にあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

(13) 入札の延期等

本市町が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は、取り消すことがある。

(14) その他

- (ア) 入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に従い、入札書類の審査を行う。
- (イ) 本市町が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(15) 落札者を決定しない場合

本市町は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、或いはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業を特定事業として実施することが適当でないと判断した場合には、その旨を速やかに本市ホームページで公表する。

4. 予定価格及び入札書比較価格

(1) 本事業の予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格(予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格)は、次のとおりとする。

予定価格 28,910,039,400 円(消費税及び地方消費税額を含む。)

入札書比較価格 26,281,854,000 円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

(2) 留意事項

- (ア) 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に市が事業者に支払う設計費、建設費及び運営費(運転維持管理業務委託料)を単純に合計した金額(現在価値換算前の実額ベース)である。
- (イ) 予定価格及び入札書比較価格には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
- (ウ) 入札価格が、入札書比較価格を超える場合(下記、参考内訳額参照 **A+B+C**)、本市町は入札参加者を失格とする。また、入札価格から設計及び建設工事請負契約書(案)の別紙 2 に示す場外管路等(以下、「場外管路等」という。)の建設工事業務に係る対価を除いた価格が、**21,678,672,000 円**(税抜き。下記、参考内訳額参照 **B+C**)を超過した場合、本市町は入札参加者を失格とする。併せて、場外管路等の建設工事業務に係る対価が参考内訳額(**A**)を超える場合、本市町は入札参加者を失格とする。
- (エ) 本入札においては、最低制限価格は設定していない。ただし、入札価格において、場外管路等の建設工事業務に係る対価が参考内訳額(**A**)を著しく下回る場合、本市町は算定根拠の聞き取りを行う。
- (オ) 予定価格の参考内訳額は、次のとおりである。なお、参考内訳額は、設計及び建設工事業務に係る対価、運転維持管理業務に係る対価について、本市町が想定した参考金額(従来型個別発注方式と比較して、**DBO 事業実施における事業費縮減額**を見込む)である。

(参考内訳額)

・設計及び建設工事業務の対価:	23,917,073,400 円(税込み)
	21,742,794,000 円(税抜き)
うち、場外管路等の建設工事業務の対価:	5,063,500,200 円(税込み)
	4,603,182,000 円(税抜き)…A

うち、上記を除く設計及び建設工事業務の対価： 18,853,573,200 円(税込み)
17,139,612,000 円(税抜き)…B
・運転維持管理業務の対価： 4,992,966,000.円(税込み)
4,539,060,000 円(税抜き)…C

※税込みとは消費税及び地方消費税額を含むことであり、税抜きとは消費税及び地方消費税額を含まないことである。

第6章 提案審査に関する書類の審査

1. 長崎市・長与町新浄水場共同整備事業受注者選定審査会

事業者の選定にあたり、学識経験者等で構成する長崎市・長与町新浄水場共同整備事業受注者選定審査会(以下「受注者選定審査会」という。)を本市に設置する。

受注者選定審査会は、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

(敬称略)

	氏 名	所 属
委 員	秋場 忠彦	日本水道協会 水道技術総合研究所 主任研究員
委 員	鋤田 泰子	神戸大学 大学院 工学研究科 教授
委 員	佐原 徹三	佐原税理士・行政書士事務所 所長
委 員	堤 行彦	福山市立大学 名誉教授
委 員	中川 啓	長崎大学 総合生産科学域(環境科学系) 教授
委 員	山西 博幸	佐賀大学 理工学部 都市工学部門 教授

※50 音順で記載

2. 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い参加資格審査と提案審査に分けて実施する。提案内容及び入札額を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、本市町が落札者を決定する。

3. 審査項目等

審査項目は以下のとおりとする。詳細は、落札者決定基準を参照すること。

参加資格審査	参加資格に関する審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設業務の提案に関する審査 運転維持管理業務の提案に関する審査 脱炭素への配慮に関する審査 地域経済への配慮に関する審査 長期更新計画に対する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 入札額に関する審査

4. 落札者の決定

本市町は、審査会で選定された落札候補者について、本事業を実施するに相応しいと判断した場合、落札者として決定する。

5. 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

第7章 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者はこれらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1. 立地条件

事業予定地の立地条件は要求水準書別紙3に示すとおりである。

2. 施設の設計、建設及び運転維持管理の提案に関する条件

施設の設計、建設及び運転維持管理の提案に関する条件は、第2章. 5 本事業の対象範囲及び対象業務で示す事業者の業務範囲及び要求水準書の示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類を作成するものとする。

3. 業務の委託

事業者は、事前に本市町の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業以外の者に設計、建設及び運転維持管理業務の全部または一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本市町の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。本市町は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的な理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責に帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

4. 土地の使用

事業者は工事着手の予定日から本施設の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、本市町が所有する事業用地（本事業における建設工事予定地に限る。）を無償で使用するができる。

5. 本市町と事業者の責任分担

(1) 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、本市町が負うべき合理的理由があるリスクについては、本市町が責任の一部又は全部を負担することとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市町と事業者の基本的なリスク分担の考え方は、設計及び建設工事請負契約書(案)及び運転維持管理業務委託契約書(案)に示すとおりである。入札参加者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

第8章 契約に関する事項

1. 事業契約に関する協議及び事業契約の締結

本市と落札者は、契約内容の協議を行い、以下のとおり事業契約を締結する。

(1) 基本契約

本市は、事業落札者と本事業に係る基本的事項を定めた基本契約を締結する。なお、基本契約は本市と参加資格の審査申請書類において申請した全ての法人(特定建設工事共同企業体の構成メンバーを含む。)及び特別目的会社の連名により締結する。なお、基本契約締結時に特別目的会社を設立していない場合、SPC に出資を予定する全ての構成員が代理で行い、SPC 設立後に契約を SPC に引き継がせる。

(2) 設計及び建設工事請負契約

本市と設計及び建設工事請負事業者(特定建設工事共同企業体)は、基本契約の締結と同時に、本事業に係る設計及び建設工事請負契約を締結する。

(3) 運転維持管理業務委託契約

本市と SPC に出資を予定する全ての構成員は、基本契約の締結と同時に、本事業に係る運転維持管理業務委託契約を締結する。なお、SPC に出資を予定する全ての構成員は、令和 14 年を目途として本事業の遂行に支障を来さない合理的な時期までに SPC を設立し、SPC 設立後に契約を SPC に引き継がせる。

2. 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から基本契約締結までの間に、落札者の構成企業が参加資格要件を欠くに至った場合、本市は落札者と事業契約を締結しないことがある。この場合、本市町は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

当該落札者と事業契約を締結しない場合、本市は、受注者選定審査会での総合評価値の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達したとき、本市は随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更することはできない。

3. 費用の負担

契約書の作成に係る印紙代等、事業契約の契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

4. 契約保証金

(1) 設計及び建設工事業務における保証

設計及び建設工事請負事業者は、設計及び建設工事請負契約書(案)に定める請負代金額の 100 分の 10 以上の額を設計及び建設工事期間における契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、設計及び建設工事請負契約書(案)を参照のこと。

(2) 運營業務における保証

運転維持管理業務委託事業者は、運転維持管理業務委託契約書(案)に定める事業期間中に発注者が支払う各年度の委託費の 100 分の 10 以上の額を運転維持管理期間における契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、運転維持管理業務委託契約書(案)を参照のこと。

5. 違約金等

落札者は、自らの都合によって本市と事業契約を締結しないときは、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を本市に直ちに支払わなければならない。なお、本市町に生じた損害額が違約金の金額を超える場合には、落札者は、本市に対して連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。

落札者が特定建設工事共同企業体を結成し、既に解散しているときであっても、本市は落札者の構成員に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、落札者の代表企業及び構成企業は、本市町に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

第9章 提出書類

1. 入札時の提出書類

入札時に提出する書類は次表のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照すること。

(1) 参加資格審査に関する書類

【様式 I】参加資格審査に関する提出書類	
・参加資格審査 提出書類一覧表	様式 I-1
・参加表明書	様式 I-2
・入札参加グループの代表企業及び構成企業一覧表	様式 I-3
・参加資格審査申請書	様式 I-4
・設計企業の参加資格要件に関する書類	様式 I-5
・設計実績(設計企業)	様式 I-5-1
・配置予定技術者の資格及び業務実績(設計企業)	様式 I-5-2
・工事企業の参加資格要件に関する書類	様式 I-6
・完工実績(工事企業)	様式 I-6-1～4
・配置予定技術者の資格及び業務実績(工事企業)	様式 I-6-5
・運転維持管理企業の参加資格要件に関する書類	様式 I-7
・業務実績(運転維持管理企業)	様式 I-7-1
・配置予定技術者の資格及び業務実績(運転維持管理企業)	様式 I-7-2
・入札参加グループ構成表及び役割分担表	様式 I-8
・委任状(構成企業→代表企業)	様式 I-9
・委任状(代表企業用)	様式 I-10
・印鑑証明書(本入札説明書の公表日以降に交付されたもの) (代表企業、構成企業、協力企業)	任意様式
・使用印鑑届(実印に代わる印鑑を契約等に使用する場合)	任意様式
・会社概要書及び定款(代表企業、構成企業)	任意様式
・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	任意様式
・直近 3 期分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 (代表企業、構成企業)	任意様式
・納税証明書(消費税及び地方消費税、法人税、法人市民税)の写し (直近 3 箇年)(代表企業、構成企業)	任意様式
・応募グループの共同企業体協定書(JV 構成全てに係るもの)	任意様式
・上記書類データを全て保存した CD-R	—

・参加資格審査結果等の郵送のための封筒等	－(※1)
【様式Ⅱ】入札説明書関係様式	
・資料閲覧申込書	様式Ⅱ-1
・資料閲覧に係る誓約書	様式Ⅱ-2
・入札説明書等に関する質問書	様式Ⅱ-3
・入札説明書等に関する説明会及び現地見学会参加申込書	様式Ⅱ-4
・採水申込書	様式Ⅱ-5
・技術対話への参加申込書	様式Ⅱ-6
・技術対話における確認事項	様式Ⅱ-7
・入札辞退届	様式Ⅱ-8
・構成企業に係る変更承諾願	様式Ⅱ-9

※1: 返信用封筒は、表に申請者(代表企業)の名称、住所及び担当者名を記載し、簡易書留料金分を加えた切手(返信書類は A4 1 枚)を貼った長 3 号封筒とする。

(2) 提案審査に関する書類

【様式Ⅲ】基礎審査に関する提出書類	
・基礎審査書類一覧表	様式Ⅲ-1
・提案審査書類提出書(※1)	様式Ⅲ-2
・要求水準に関する誓約書(※1)	様式Ⅲ-3
・要求水準の適合性を確認する一覧表	様式Ⅲ-4
【様式Ⅳ】提案書の定量化審査に関する提出書類	
・提案書の定量化審査に関する提出書類一覧表	様式Ⅳ-1
・事業全般に関する事項	様式Ⅳ-2
・新浄水場における調査・設計業務に関する事項	様式Ⅳ-3
・新浄水場における建設工事業務に関する事項	様式Ⅳ-4
・新浄水場における運転管理業務に関する事項	様式Ⅳ-5
・新浄水場における保守管理業務に関する事項	様式Ⅳ-6
・場外施設における調査・設計業務に関する事項	様式Ⅳ-7
・場外施設における建設工事業務に関する事項	様式Ⅳ-8
・場外施設における保守管理業務に関する事項	様式Ⅳ-9
・場外管路における調査・設計業務に関する事項	様式Ⅳ-10
・場外管路における建設工事業務に関する事項	様式Ⅳ-11
・施設計画に係る提案概要書	様式Ⅳ-12
・施設計画図面集	様式Ⅳ-13

・添付資料	様式Ⅳ-14
・経営計画・事業収支・内訳書(積算根拠含む)	様式Ⅳ-15
様式Ⅲ及び様式Ⅳに関する CD-R(※2)	—
【様式Ⅴ】入札書	
・入札書	様式Ⅴ-1
・入札価格参考資料(設計及び建設工事業務に係る対価)	様式Ⅴ-2
・入札価格参考資料(運転維持管理業務に係る対価)	様式Ⅴ-3
・入札価格参考資料(市町のライフサイクルコスト)	様式Ⅴ-4

※1:様式Ⅲ－2及び様式Ⅲ－3は正本のみに添付し、副本には綴じ込まないこと。

※2:提案書を通して印刷できるようにしたデータとすること。

第10章 その他

1. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとし、詳細については事業契約において規定する。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (ア) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかった場合は、本市は、事業契約を解除することができる。
- (イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、本事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- (ウ) 前 2 号により事業契約が解除された場合、事業者は、本市町に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本市町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 本市町の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (イ) 前号により事業契約が解除された場合、本市町は、事業者が生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 本市町及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 不可抗力その他本市町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。
- (イ) 一定の期間内に協議が整わないときは、本市町が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、本市は事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除することができる。

2. 地域経済への配慮

本事業の実施に当たっては、地元企業の積極的な活用(物資・飲食物・消耗品等の調達を含む。)や地元雇用の創出に努めるなど地域経済の振興に配慮すること。

なお、本事業の入札価格に占める地域経済への貢献金額が少なくとも 30%以上となるような提案に努めること。

入札説明書 別紙 対象資料一覧表

番号	閲覧資料
1	浦上浄水場水系施設配置基本計画業務委託(H27年度)
2	新浄水場配水計画業務委託(R4年度)
3	新浄水場共同整備事業計画作成等業務委託(R5年度)
4	新浄水場共同整備に係る地質調査業務委託(R5年度)
5	新浄水場共同整備事業計画作成に伴う地質調査業務委託(R5年度)
6	新浄水場共同整備に係る地質調査業務委託(R6年度)
7	水道施設耐震解析における地震動算定業務委託(R6年度)
8	浄水場等基本設計等業務委託(R5年度)